

廃棄物埋設施設  
前回の審査会合等における主な論点と対応について

日本原燃株式会社  
2020年10月26日

No	コメント等の要旨	審査会合等	資料	対応状況
1	原子力規制委員会にて了承された審査方針に従ったパラメータ設定について	第31回 原子力規制委員会 (2020/10/7)	資料3 日本原燃(株)廃棄物埋設事業変更許可申請における廃止措置の開始後の公衆の被ばく線量評価に係る審査方針について(第3回)～将来の人間活動に関する設定～	【資料1】 審査方針を踏まえた生活環境の状態設定について審査方針を踏まえ、「廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第十条 廃棄物埋設地のうち第四号(廃止措置の開始後の評価)」における生活環境の状態設定の考え方を取りまとめた。
2	・CI-36の放射エネルギーの確認方法などの具体的な自主管理の内容について、資料などで説明すること。 ・CI-36について1号、2号及び3号埋設地ごとに何が制限になるのか、再度整理して説明すること。	第371回 審査会合 (2020/9/7)	資料3 廃棄物埋設事業変更許可申請における主要な放射性物質の選定について	【資料2】 第371回審査会合コメントへの回答 ・事業変更許可申請の内容を踏まえた、今後のCI-36の最大放射能濃度及び総放射エネルギーの管理について整理した。
3	平常時評価に対して、廃棄体の表面線量当量率の設定値について説明すること。	第371回 審査会合 (2020/9/7)	—	【資料2】 第371回審査会合コメントへの回答 ・平常時評価と耐震重要度の評価における表面線量当量率の設定値の整合を図り、3号廃棄物埋設施設の表面線量当量率を2mSv/hとし、3号廃棄物埋設施設単独及び重畳した線量評価結果について再評価を行った。
4	許可基準規則第二条では、「その機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの」を、安全機能を有する施設と定義しているが、3号廃棄物埋設施設の埋設クレーンを、安全機能を有する施設に含めないことについての考えを説明すること。	第371回 審査会合 (2020/9/7)	—	【資料2】 第371回審査会合コメントへの回答 ・廃棄体等が落下又は自動化・遠隔化の機能が喪失しても、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれはないため、埋設クレーンは安全機能を有する施設に該当しないことを説明。
5	3号廃棄物埋設施設について、1号、2号及び3号を重畳させた被ばく線量評価で耐震重要度分類を行う必要があるため整理して説明すること。	第371回 審査会合 (2020/9/7)	—	【資料2】 第371回審査会合コメントへの回答 ・1号、2号及び3号廃棄物埋設施設の線量評価結果を重畳しても、耐震重要度分類はCクラスであることを説明。